○海上自衛隊の訓育実施基準について (通達)

平成14年3月13日 海幕教第1373号

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

海上自衛隊の訓育実施基準について(通達)

海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達(昭和42年海上自衛隊達第31号)第8条第2項 及び第23条第2項の規定に基づき、海上自衛隊の訓育実施基準を別紙のとおり定める。

なお、海上自衛隊の訓育実施基準について(通達)(海幕教1第1244号。47.3.10)は、 廃止する。

添付書類:別 紙

写送付先:部内全般

別紙

海上自衛隊の訓育実施基準

1 趣旨

この通達は、海上自衛隊の教育訓練における訓育の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 訓育の定義

訓育は、海上自衛官として任務遂行に必要な精神的基盤を育成するための諸活動であり、その体系は、自衛隊法第52条「服務の本旨」を基本とし、「自衛官の心がまえ及びその解説」に基づく精神教育と「シーマンシップのかん養」等の有形無形のしつけ教育である。

3 訓育の目的

健全な国民精神を基盤として、海上自衛官として必要な徳操を養い、武人としての意識を高め、使命を達成し得る強固な信念とその実践力を有する「精強な海上自衛官の育成」を目的とする。

4 訓育の方針

訓育は、海上自衛隊における教育訓練の基盤をなすものであって、海上自衛官個々の精神的基盤を確立し、技能教育及び体育と相まって個々の能力を強化し、任務遂行に寄与するものである。このため、訓育に当たっては、次の方針に沿って行うものとする。

(1) 自己研さん意欲の定着

訓育は、本来精神的資質の発展を助長し深化するものであって、単なる外部からの強制や知識の注入ではその目的を達し得ないことから、自ら進んで研さんする意欲を定着させるものとする。

(2) 率先垂節による感化

至誠をもって職務を完遂する精神的基盤を確立させることを主眼とし、上級者の率 先垂範による直接的感化のもと、教育訓練等を通じて精神的資質の育成錬磨に努める ものとする。

(3) 目的に沿った訓育の実施

訓育の目的を十分に理解し、目的に沿った訓育を実施するものとする。

5 階層別到達目標

対象者を「海士」、「3等海曹及び2等海曹」(以下「初・中級海曹」という。)、「1等海曹及び海曹長」(以下「上級海曹」という。)、「准海尉」、「候補生、3等海尉及び2等海尉」(以下「候補生・初級幹部」という。)、「1等海尉及び3等海佐」(以下「中級幹部」という。)、「2等海佐以上」(以下「上級幹部」という。)の7階層に区分し、各階層の到達目標は、付紙第1のとおりとする。

6 指導標準

指導標準は付紙第2のとおりとし、階層別到達目標に到達すべく、指導標準に基づき 指導するものとする。

7 訓育の実施

訓育は、部隊等の業務、日課等に従い、訓示、講話、討論、史料館研修、鍛練行事等の集合教育と、面接、しつけ指導、教育訓練、日常生活等の機会を効果的に活用した実践指導(機会教育)の両面から充実を図り、これらを適時に反復して累積効果を上げるよう努めるものとする。

- (1) 基本教育における訓育は、課目標準等の定めるところにより実施するものとする。
- (2) 部隊等における訓育は、実任務等の機会をとらえた実践指導を通じて訓育の定着を 図ることに重点を置くものとし、部隊等の長は、進んで研さん、実践する気風の醸成 に努め、上下相携えて自衛官としての精神的基盤の定着を図るとともに講話、討論の 実施に際しては率先して自ら教育を行うものとする。

8 実施計画の策定

次のとおり実施計画を策定するものとする。

- (1) 基本教育においては、週1時間を標準として実施するものとし、階層別到達目標に 基づき課目標準を定め、指導標準を踏まえ課程指導項目を定めるものとする。
- (2) 部隊等の長は、階層別到達目標及び指導標準に従い、教育訓練に関する計画の一環 として、基本教育との連接、部隊等の特色及び部内外の主要行事等を考慮し、体系的 教育に適宜実践指導を織り込む弾力性を有する実施計画を定め、基本教育において修 得した事項の実践、定着を図るものとする。

なお、講話、討論等の集合教育は、1か月につき2時間を標準とする。

9 成果の検討

部隊等の長は、訓育成果の検討に当たっては、各種の調査等を活用し、その分析検討に努めるとともに、総合的判断を加えて、計画及び実施の改善に資するよう留意するものとする。

10 訓育資料

部隊等の長は、海上幕僚監部が作成する「海上自衛隊訓育参考資料」以外の訓育資料

の収集、整理及び活用に努め、海上自衛官の修養研さんに資するものとする。

11 訓育係幹部等の指定

部隊等の長は、訓育の実施計画の作成、成果の分析検討及び資料の収集、整理の事務を効果的に行うため、訓育係幹部及び訓育係海曹を指定することができる。

12 事務官等に対する訓育

事務官等に対する訓育は、海上自衛隊に勤務する事務官等として任務遂行に必要な精神的基盤を育成するための諸活動で、自衛官に準じて実施するものである。

細部は、本通達に準じ、別途事務官等に対する訓育実施要領を定めるものとする。

付紙第1

階層別到達目標(海曹士及び准尉)

	区	分	海 士	初・中級海曹	上級海曹	准 海 尉
	全	般	自衛官としての精神的素地を構築してのし、海上自衛官としの職力を開発しての自覚及び自己の職務に対する誇りを確立するとともに、大大なでは、大大ないないが、大大ないないが、大大ないないないが、大大ないないが、大大ないないないが、大大ないないないが、大大ないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	海上自衛官として の精神的基盤を構築 し、信頼に足る初ら し、信頼としての 自 党及び誇りを確立 るとともに、 対する自立心と 対する有する。	海上自衛官として の精神的基盤を確立 し、模範たる上級海 曹としての自覚及び 誇りを持ち、職務に おける指導力並びに けん引力を有する。	准海尉としての自 覚及び誇りを持ち、 幹部自衛官の補佐及 び海曹士に対する指 導者としての識見、 けん引力並びに職務 に対する適正な判断 力を有する。
訓育	精神教	使 命の自覚	1 我が国の歴等ない。 一 我が国の歴等なる国の歴等なる国と民び構 もして心のの。 国ででいるののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のでは、	1 我が国のでは、	1 我が等級 と	1 国家及び国防並 びに海上防衛に関する理解を深め、 国防に対する。 2 海上自衛に、 を本上自衛に、 自衛官を補佐、 自衛として は対する。 りを有する。
	教 育	徳 操 の かん養	1 海上自衛官とし、 海自衛を自動を 自衛を自動を 自衛を 自覚のの ののの ののの ののの ののの ののの ののの のの	1 初・中級海曹と しての自己研究の自己研究の自己研究の自己研究の自己研究のを有がある。 2 経済では、おけるでは、 一般をでは、 一般できる。 一般でも。 一般でも。 一般でも。 一般でも。 一般でも。 一般でも。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。	1 上級海曹として の自覚を確立して、 ししよる り行びひる。 1 を確認にんん 力をでする。 2 職務を持ち自 る信念をする。 3 健全かつ調性を する。 1 なれた間性を する。	1 准海尉としての 自覚を確立し、幹 部を補佐する立場 としての指導力を 有する。 2 職務遂行に対す る強固な信念を持 ち、任務達成の気 概を有する。
	しつけ教育		海上自衛官及び職 域に固有のしつけを 体得し、節度のある 言動を確立する。	海上自衛官及び職域に固有のしつけを習性化するとともに、しつけに関する指導力を有する。	海上自衛官及び職 域に固有のしつけに ついて模範を示した 上での指導力を有す る。	海上自衛官及び職 域に固有のしつけの 意義と必要性につい て理解し、部下の模 範となる実践力を確 立する。

階層別到達目標(幹部)

	区	分	候補生・初級幹部	中級幹部	上級幹部
	全	般	幹部自衛官としての精神 的基盤を構築及び確立し、信 頼に足る幹部としての自覚 及び誇りを確立するととも に、任務に対する熱意と理解 力を有する。	幹部自衛官としての精神 的基盤を熟成し、模範たる部 隊の中核としての自覚及び 誇りを確立するとともに、任 務に対する実践力と指導力 を有する。	部隊の核心としての自覚と 誇りを持ち、尊敬にたる指導 者にふさわしい人格及び識見 を充実するとともに、任務に 対する健全な判断力と感化力 を充実する。
	精神	使 命 の自覚	1 我が国の歴史、文化、伝 統等を理解し、国家基づる。 義、目的等の認識に基づる。 愛 我が国を取り事力と 愛 我が国を取り軍力と でででいる。 2 保障環境及び軍力と がする使の感を理解し、立する がする使のででのでいる。 3 海上自衛官の職責に 対する自覚と誇りを有い がする自覚と誇りを有する。	1 国家、歴史等に対する深い理解による健全な価値観及び愛国心について信念を確立する。 2 安全保障体制のすう勢把握し、国防に対する信念を確立する。 3 海上自衛隊の使命に対する誇りと信念に基づく部下指導力を有する。	1 安全保障に関する幅広い 知識に基づく国防に対する 識見を充実する。 2 海上自衛隊の使命に対す る深い理解と実践を通じ、 使命の自覚への感化力を充 実する。
訓育	教育	徳 操 の かん養	1 幹部自衛官として必要 な徳操を理解するととも に、自己研さん及び率 範の気概を確立する。 2 自衛隊の組織秩序の維 持にかかわる幹部の役割 を理解するとともに、指導 力の基盤を構築する。 3 健全な倫理観に基づく 調和のとれた人間性を有 する。	1 幹部自衛官としての倫 理観を確立し、自らを律するとともに、模範のとともに、模範のとと 対する強固、な信念と 対する強固、び秩序維持 力を有する。 2 任務遂行及び秩序維持 に対する強い意志との向としてがある、部隊の中核 につれず力を有する。 3 品位ある豊かな人間性 を有する。	1 指揮官の権限と責任に基づく健全な倫理観を確立・実践し、模範的言動による感化力を充実する。 2 任務遂行に対する不動の信念に基づき、組織能力を最大発揮させるため部隊の核心としての指導力を充実する。
	しつけ教育		海上自衛官及び職域に固 有のしつけの意義と必要性 について理解し、部下の模範 となる実践力を確立する。	しつけに対し、論理的に理解するとともに、その体現力と部下指導力を有する。	しつけの淵源等に関する深 い理解に基づき、模範的言動 による感化力を充実する。

指導標準 (海曹士及び准尉)

区	分	海 士	初・中級海曹	上級海曹	准海尉
訓 育 精 神 教 育	使命の自覚	1 心(1) 実施である。 という では、 こうでは、 一般では、 一般では、 一般では、 こうでは、 こ	1 心(1) とさ国全築)を独理)のさ国識)制解「概せ」を力衛理がて築)曹解せ」のるさ、動を民基我、等る国義せ家な」を独理)のさ国識)制解「概せ」を力衛理がて築)曹解せ」のるさ、動を民基我、等る国義せ家な」を独理)のさ国要る歴通及力解中使「初の(る海任理せ自(理特盤が文を。民務る対値、を通道をに構全概せ際を。史じびのさ級命」・職自。上務解る衛自解神の、解「権理」のを。対観「育国義る国理」な「障を。勢解」育軍上割る曹の一級を)「衛対深」の隊せ一変築歴伝さ、利解」るの「等家を。民解」な「体理」のさ、等事防を、と「海対深」の隊せ一旦、「海域」を対象を、「東域」を対象を、「東域」を、「東	1 的国(1) 史統理せ のさ 要せ国命 全理 コのさ つ深級使 上責自。海使理。 窓にの我、等解る国概せ独件るにのが障さビト義る際では国いめ海命 と責自。海使理。 では、変 の、すめ 国理 す 集の制るアー理 勢解るし確 曹解さ 衛任せ 人のをる をを の、すめ 国理 家解 る の制るアー理 勢解るし確 曹解さ 衛任せ との 曹解さ 衛任せ にを。 は の まな の	1 使 保衛い。 准使幹住で自 は で は で は で で で で で で で で で で で で で で

	区	分	海 士	初・中級海曹	上級海曹	准海 尉
高	精	徳の人実	1 人間性、社会性 の形成 (1) 人生の目的 についてさる。 (2) 積極性につ修 後、ではいる。 (2) 積極性にの修 後、社様、ではいる。 (3) 礼様、ではりましての (3) としての (3) としての (3) としての (4) としての (5) としての (6) としての (6) としての (7) としての (7) としての (8) とし (8) とし (8) とし (8) とし (8	1 人間性、社会性の進展(1) 実理 は に で で で で で で で で で で で で で で で で で で	1 人間 (1) の進 (1) の進 (1) の性着 (2) 等共いる。 (2) 等共いる。 (3) 潔理さと由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 人間 (1) にさ 等でめた (2) 等でめんのしてす立 (2) 等でめんのし対確 衛本る人のしてす立 (2) 等でめんのし対確 衛本る人のしてす立 (3) にも (4) にも (4) にも (5) にも
	神教	操責任の遂行の規律のか規律の	を理解させる。 (2) 海上自衛官の身分を理解させる。 3 武人としての徳操のかん養(組織の一員である。	理解させる。 (2) 国家、国民 に対する献身 の意味を理解 させる。 3 武人としての 徳操のかん養 (初・中央)	(1) 海上自衛官 と と 国民に対す任る。 変解なする。 (2) 自衛概さる。 理法解させる。	部を補佐する立 場としての意識 の確立、海曹士の 模範となる言動 の確立) (1) 権限の行使 について理解
育	育	ん 団結の 強化 養	ことの意識及び 積極性の構築) (1) 規準、 (1) がは がでする。 (2) にさい がでする。 (3) には がでする。 (3) は がでする。 では がでする。 では がでする。 では がいる。 では がいる。 では がいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 で	しての (1) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (5) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (9) (1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (9)	3 徳級意曹立動(1) 世屈解 にさ 団理 のとかとり は でいる では でき でき でき でき でき でき でき で で で で で で で で	(2) 士気高揚の 方法を理解さ せる。

×	分	海 士	初・中級海曹	上級海曹	准海 尉
訓でおり、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では	しつけ	1 の着 のけき しの 正不神さ 「解 た本さとけ」とな(衛し実機剛屈(固」 にけ(を本理る上の解見質う理る域つ実職し 理るとり しし実 官つ践敏健の実 有の 応」実 での てつ践 とけ 、及精践 の理 じの践での での践しい はが 、 な精践 の理 じの践 が が いまい にが に ない は が が い に は に は い に は い に は い に は い と は い に い に	1 海上 自衛官と しの定うの世域の でき、の世域のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	1義は大いいいいいいいいいいいいいいいいいいいい <t< td=""><td>1 すの指 で で で で で で で で で で で で で</td></t<>	1 すの指 で で で で で で で で で で で で で

指導標準(幹部)

	区	分	候補生・初級幹部	中級幹部	上級幹部
訓		使命の自覚	1 築(1) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	1 信 で	自己研さんにより、国家観、使命感をかん養させ、信念に基づいた実践をもいた実践をある。

	区		候補生・初級幹部	中級幹部	上級幹部
	上 特神教育	の実 の行 の守 の化	1 (1) とる (2) (3) (4) 精践人(立、海家、。自念国身ると初自の事うさ相びせ規びせ命任る。 (2) 公理 (3) い 精践人(立、海家、。自念国身ると初自の事うさ相びせ規びせ命任る。 (3) (4) 精践人(立、海家、。自念国身ると初自の事うさ相びせ規びせ命任る。 (4) 大砂では、海球では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部	1 (1) て (2) では (1) では (2) では (3) では (4) では (4) では (5) では (5) では (5) では (5) では (6) では (7) では (7) では (7) では (8) では (7) では (8) では (9) では (9) では (1) では (1) では (1) では (2) では (1) では (2) では (3) では (4) では	自己研さんにより、模範 としていた。 は、おり、格のでは、 は、というのでは、 は、できませる。

	区	分	候補生・初級幹部	中級幹部	上級幹部
			1 海上自衛官としての「しつけ」及び指導力の	1 海上自衛官としての「しつけ」及び模範的行	実践を通じ、感化力を充 実させる。
訓	し	シーマンシップのかん	構築 (1) シーマンシップの	動に基づく指導力の確立 シーマンシップの本質	
	つ	養	意義を理解させる。 (2) 先見、機敏、端正、	を理解させる。 2 職域に固有の「しつけ」	
	け	しつけ	質実剛健及び不とう 不屈の精神を理解(実	各職域に応じた「しつ け」の本質を理解させる。	
	教		践) させる。 2 職域に固有の「しつけ」		
育	育	職域に固有のしつけ	及び指導力の構築 各職域に応じた「しつ		
			け」の基本を理解 (実践) させる。		